

消費税引上げによる逆進性についての対策を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

地方経済は長引く景気低迷や少子高齢化による需要の減少、また近年では東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の影響により、地方は観光も含めた広い範囲で経済の減速傾向にあるのに加え、急速な円安とそれに伴う物価上昇は日に日に県民の生活を圧迫してきている。

しかし、税と社会保障の一体改革は、日本の安定した成長を考えるうえで乗り越えなければならない課題であることも事実である。そこで、安倍内閣は本年10月に消費税を上げる前提条件が整ったとして来年4月からの8%への引上げを政府として判断したものである。

しかし、竹下内閣の3%導入時から逆進性については国会でも議論されてきているものであり、いまの経済状況では、増税ショックを防ぐ手立てとして(軽減税率・控除・給付等)バランスの良い対策を講じる事が重要である。

また、昨年秋の国会での党首討論の際に約束したとおり、一票の格差是正の抜本的対策としての国会議員の定数削減や3党合意に基づく「税と社会保障一体改革」による安心できる社会の実現にむけて、誠実に取り組むことを強く求める。

1. 消費税逆進性対策としての来年4月の消費税の増税前に、対策を検討し実施すること。
2. 雇用・住宅・自動車・医療等について逆進性対策を推進すること。
3. 国民の生命と財産を守る為にも、地方経済・低所得者に配慮したバランスの良い措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月4日

青 森 県 議 会

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

(発議第2号・原案可決)

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(委員会の公開等)」に改め、同条第一項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「公開する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

第十七条中「委員会」を「前条第一項の規定にかかわらず、委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するため提案するものである。

青森県議会図書室設置条例の一部を改正する条例

(発議第3号・原案可決)

青森県議会図書室設置条例（昭和二十六年三月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

図書室運営委員会を廃止するため提案するものである。

青森県議会会議規則の一部を改正する規則

(発議第4号・原案可決)

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表図書室運営委員会の項を次のように改める。

広報図書委員会	議会の広報及び広聴並びに議会図書室の充実に関する協議及び調整	議長が委嘱した議員	委員長
---------	--------------------------------	-----------	-----

別表各委員長合同会議の項中「図書室運営委員会」を「広報図書委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

図書室運営委員会を廃止し、広報及び広聴並びに議会図書室の充実に関し協議又は調整を行うための場として広報図書委員会を設けるため提案するものである。

国立ハンセン病療養所の療養体制等の充実に関する意見書

(発議第5号・原案可決)

強制隔離を骨格とする人権侵害の「らい予防法」は1996年に廃止され、2009年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行された。

同法の基本理念では、ハンセン病問題に関する施策は、国の隔離政策による被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならないとしており、第7条では「国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して、必要な療養を行うものとする」、第11条では「国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」としている。

本県においても、国立療養所「松丘保養園」入所者の平均年齢は82歳を超え、高齢化、障害の重度・重複化に対応した医療・看護・介護体制の強化は喫緊の課題となっている。

2009年7月9日に衆議院、2010年5月21日に参議院において「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」がそれぞれ全会一致で議決されている。

国は、ハンセン病療養所入所者に対し、療養の質の向上を図り、地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにするため、十分な医療・生活を最後まで保証し、ハンセン病問題の真の解決を図る責任がある。

よって、国においては、ハンセン病療養所における入所者の実情に応じた定員及び療養体制の充実に万全を期すとともに、国会決議に基づいて入所者の医療・生活権が最後の一人まで保障されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月9日

青 森 県 議 会

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

(発議第6号・原案可決)

積雪寒冷地域は、豊かな土地、水源地、良好な自然環境等に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っています。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているところですが、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中であって、積雪寒冷地域の重要性は、ますます高まっています。

しかし、近年、過疎化、高齢化のさらなる進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易ではない状況になりつつあります。

先般改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められていることから、国においては以下の項目について強く推進することを求めます。

記

- 1 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。
- 2 新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。
- 3 雪処理の担い手の確保・育成のために、建設業団体やNPO団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
- 4 雪冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備促進に向けた財政支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月9日

青 森 県 議 会